

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人 福井仁愛学園

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年2月1日～平成27年3月31日までの4年2か月間

## 2. 内 容

目標1 出産、育児に関する保護制度の理解促進を図る。

《対策》

平成23年2月～ 制度の詳細を検討し、資料を収集する。

平成23年4月～ 管理者研修を実施

妊娠中、産後の健康確保及び育児についての労基法、  
育児介護休業法、雇用・社会保険法等における保護制度の  
理解促進を図る。

平成23年7月～ 職場でのミーティングや学内メールにより、出産、  
育児に関する保護制度の浸透を図る。

目標2 年次有給休暇の計画的取得の促進のための措置の徹底を図る。

《対策》

平成23年2月～ 年次有給休暇の計画的取得に向けて、学内メール等  
を活用して周知・啓発を進める。

目標3 子育て支援に係る制度の周知により、職員の育児参加意識の醸成を図る。

《対策》

平成23年4月～ ・妻の出産時の父親である職員の特別休暇や育児休暇  
の取得の促進を図る。

・小学校就学前の子どもに予防接種や健康診断を受け  
させるため、取得することができる看護休暇の利用促進  
を図る。

・小学校就学前の子を養育するため取得することができる特別休暇の利用促進を図る。

平成23年5月～ 職場でのミーティングや学内メールにより、育児休  
業等の子育て支援制度の浸透を図る。